

新しい生活様式の店舗助成事業 募集要項

【ビルオーナー補助金】

1 概要

新型コロナウイルスの感染予防を図るため、不特定多数の人が集まる来客型の店舗などにおいて、ビルオーナーが実施する、感染予防の取り組みに要した経費の一部を助成します。

2 対象者

次の（１）から（３）の要件をすべて満たすビルオーナーの方です。

（１）市内に次に掲げる店舗が入居するビルを所有している法人又は個人事業主

- ① 飲食店
- ② カラオケ店

（２）店舗が、「3 助成対象となる店舗」の要件を満たしていること

（３）次の要件に該当する者

- ① 建築基準法その他関係法令に違反していないこと
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（「以下暴力団員」という）でないこと
- ③ 会社にあつては、その役員のうち暴力団員がいないこと
- ④ 暴力団員を自らの業務に従事させ、又は自らの業務の補助者として使用していないこと
- ⑤ 暴対法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと

3 助成対象となる店舗

本事業の助成の対象となる店舗は、店舗を経営する事業者が、次の（１）から（３）の要件をすべて満たすことが必要です。

（１）申請するビル内において、来客型の店舗を有する中小企業者又は個人事業主

- ① 飲食店
- ② カラオケ店

（２）次の事項を遵守することについて同意し、必要な書類を提出できること

- ① 福岡県が定める「感染防止宣言ステッカー」に登録し、店舗に掲示していること
- ② 業界団体の定めるガイドラインを遵守すること
- ③ 店舗において新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合に、保健所が行う調査に協力すること

（３）次の要件に該当する者

- ① 食品衛生法や建築基準法その他の関係法令に違反していないこと
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（「以下暴力団員」という）でないこと
- ③ 会社にあつては、その役員のうち暴力団員がいないこと

- ④ 暴力団員を自らの業務に従事させ、又は自らの業務の補助者として使用していないこと
- ⑤ 暴対法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと
- ⑥ 店舗が既に6月から実施している新しい生活様式の店舗助成事業による補助金の交付を受け、又は受けることが決定していないこと。
- ⑦ 複数の店舗を経営する場合は、そのうちの2店舗が上記補助金の交付を受け、又は受けることが決定していないこと
- ⑧ 対象経費について国や県など他の補助制度に基づいて補助金の交付を受け、又は受けることが決定していないこと

4 助成対象経費

(1) 店舗についての対象経費

対象経費は、次のいずれかに該当し、工事を伴うものに限ります。ただし、工事の実施にあたっては、市内の施工業者を利用する場合に限ります。

※市内の施工業者とは、①市内に本社もしくは本店があり、かつ②市内にある事業所で施工するものを言います。(市内に本社もしくは本店があっても市外の事業所で施工した場合は該当しません。)

※市内の施工業者の確認は領収書の記載で判断します。

- ① 客室の換気を改善するための換気扇又は窓の設置（取換も含みます。）に要する経費
 - 【対象になる例】
 - ・ 換気扇の設置、取換え ○
 - ・ 換気窓の設置、取換え ○
 - ・ 換気のための網戸の設置、取換え ○
 - 【対象外の例】
 - ・ 網戸の網の張替えのみ ×
 - ・ 厨房等客室の換気につながらない場所への換気扇の設置 ×
- ② 飛沫感染防止のための間仕切りの設置に要する経費
 - 【対象になる例】
 - ・ アクリル板や木製の間仕切り、ビニールカーテンの設置工事○
 - 【対象外の例】
 - ・ 既製品の間仕切り、衝立の購入 ×
 - ・ 設置を伴わない資材だけの購入 ×
- ③ 非接触型自動水栓（蛇口）の設置に要する経費
 - 【対象になる例】
 - ・ トイレ等お客様が利用する場所への非接触型自動水栓（蛇口）の設置 ○
 - 【対象外の例】
 - ・ 厨房や従業員専用スペースなどお客様の利用しない場所への非接触型自動水栓（蛇口）の設置や取換 ×
 - ・ 非接触型自動給水機能のついた給水器や次亜塩素酸水精製器×
- ④ 客室の衛生環境を改善するための壁紙や床材の張替又は薬剤による壁面や床面のコーティング（ウイルスを除去・抑制する機能を有するものに限る。）に要する経費

※ウイルスを除去・抑制する機能は、当該機能が記載されている製品の取扱説明書やカタログ、ホームページの抜粋などを提出していただく必要があります。

(2) 共用部分についての対象経費

対象経費は、次のいずれかに該当し、工事を伴うものに限り、ただし、工事の実施にあたっては、市内の施工業者を利用する場合に限ります。

また、共用部分のみの申請はできません。入居する店舗の取組みについて申請を行うことが条件です。

※市内の施工業者とは、①市内に本社もしくは本店があり、かつ②市内にある事業所で施工するものを言います。(市内に本社もしくは本店があっても市外の事業所で施工した場合は該当しません。)

※市内の施工業者の確認は領収書の記載で判断します。

① 換気を改善するための換気扇又は窓の設置（取換も含みます。）に要する経費

- 【対象になる例】
- ・ 換気扇の設置、取換え ○
 - ・ 換気窓の設置、取換え ○
 - ・ 換気のための網戸の設置、取換え ○
 - ・ ビル換気システムの新設、改修 ○

- 【対象外の例】
- ・ 網戸の網の張替えのみ ×
 - ・ 厨房等客室の換気につながらない場所への換気扇の設置 ×

② 飛沫感染防止のための間仕切りの設置に要する経費

- 【対象になる例】
- ・ アクリル板や木製の間仕切り、ビニールカーテンの設置工事 ○

- 【対象外の例】
- ・ 既製品の間仕切り、衝立の購入 ×
 - ・ 設置を伴わない資材だけの購入

③ 非接触型自動水栓（蛇口）の設置に要する経費

- 【対象になる例】
- ・ トイレ等お客様が利用する場所への非接触型自動水栓（蛇口）の設置 ○

- 【対象外の例】
- ・ 厨房や従業員専用スペースなどお客様の利用しない場所への非接触型自動水栓（蛇口）の設置や取換 ×
 - ・ 非接触型自動給水機能のついた給水器や次亜塩素酸水精製器 ×

④ 衛生環境を改善するための壁紙や床材の張替又は薬剤による壁面や床面のコーティング（ウイルスを除去・抑制する機能を有するものに限る。）に要する経費

※ウイルスを除去・抑制する機能は、当該機能が記載されている製品の取扱説明書やカタログ、ホームページの抜粋などを提出していただく必要があります。

6 助成金額

(1) 店舗についての助成金額

対象経費から、対象店舗数に5万円を乗じた額を控除した額で、上限は対象店舗数に20万円を乗じた額です。

※消費税は、対象経費に含みません。

(2) 共用部分についての助成金額

に必要な書類をダウンロード」から「4 交付申請書、事業計画書の提出」までを参照してください。

(3) 添付書類

参考資料「申請から補助金の支払いまでの流れ」の「3 添付資料の準備」を参照してください。

(4) 申請受付期間

令和2年9月16日(水)から11月16日(月)まで

(5) 申請方法

① 郵送

必ず「書留」で送付してください(令和2年11月16日当日消印有効)

【送付先】

〒802-8790

北九州市小倉北区浅野2-14-3

あるあるCity2号館 2階

北九州市新しい生活様式の店舗助成事業事務局「ビルオーナー補助」行

② 窓口

事前予約制になりますので、必ず以下にご連絡いただいてご予約のうえお越しください。

【予約電話】 0120-253-375

9:00から17:00まで

※予約の受付開始は令和2年9月10日(木)からです。

【受付期間】 令和2年9月16日(水)から11月16日(月)まで

10:00から15:00まで(月~金、土日祝日は休止)

【場 所】 〒802-8790

北九州市小倉北区浅野2-14-3

あるあるCity2号館 2階

(6) 申請時の留意事項

① 必要に応じて、追加資料の提出及び説明等を求めることがあります。

② 申請に係る経費は、申請事業者の負担となります。

③ 提出された申請書類は返却しませんので、原本が必要な方は提出前に写し取って保管してください。(なお、提出後に内容についてお問い合わせすることがあります。)

1.1 実績報告書の提出

(1) 必要な書類

参考資料「申請から補助金の支払いまでの流れ」の「7 補助金の対象経費の実績報告書(対象経費の証拠書類の提出)」を参照してください。

(2) 実績報告書の提出期限 12月25日(金)(当日消印有効)

※提出方法など詳細は交付決定通知の際にお知らせいたします。

12 その他注意事項

- (1) 補助金の対象になる方や対象となる経費について、募集要項やよくあるお問い合わせを事前によくご確認のうえ申請してください。
- (2) 補助金の交付は、1建物ごとに1回のみとします。(同じ建物で後から追加で申請することはできませんので申請の際は、もれのないようご注意ください。)
- (3) **本事業で工事を行った店舗は、店舗改装費補助金を使用することはできません。この点について各店舗へご説明のうえ、同意を取って申請してください。**
- (4) 対象経費について、既に他の補助制度に基づいて補助金の交付を受け、又は受けることが決定しているものに対しては、補助金を交付しません。また、本市の補助金を受けたことにより、対象経費について、同様の他の補助制度を受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- (5) 申請内容に虚偽や不正があることが発覚した場合は、補助金を返還いただくほか、事業者名の公表、また法的責任を問われることがあります。
- (6) 対象店舗における感染防止対策以外の目的(単なる私的利用や転売など)の利用が分かった場合は、補助金を返還いただくことがあります。
- (7) 「新しい生活様式の店舗助成事業(消耗品費補助金は除く)」における店舗への助成は1事業者あたり2店舗までの助成とします。既に6月から開始した「新しい生活様式の店舗助成事業」で2店舗の補助金の交付を受け、又は受けることが決定している事業者は申請できません。

問い合わせ先

新しい生活様式の店舗助成事業コールセンター

0120-253-375

【受付時間】 9:00~17:00(土日祝日も受付)